

食品安全関係情報(3月9日～3月22日 収集分)について

「食品安全関係情報」として食品安全委員会が収集したハザード毎の地域別情報件数の概要

		国際機関		北米		欧州		大洋州	アジア		中南米等	その他	合計
		WHO・FAO等	米国	カナダ	EU、EFSA	各国	FSANZ等	中国	各国	各国	報道、論文等も含む		
化学物質	化学物質・汚染物質	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	5
	食品添加物	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3
	農薬	0	2	0	5	0	0	0	1	0	0	0	8
	動物用医薬品	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	3
	器具・容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	その他	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	3
微生物・プリオン・自然毒	細菌	0	1	1	4	3	0	0	1	0	0	4	14
	ウイルス	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	5
	原虫・寄生虫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プリオン	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4	6
	植物性自然毒	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	4
	カビ毒(マイコトキシン)	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3
	動物性自然毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	その他	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	5
新食品等	新食品	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	GMO	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	4
	健康食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アレルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	クローン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放射線照射	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ナノテクノロジー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肥料・飼料等	肥料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飼料	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	表示	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	放射性物質	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	その他	0	0	0	1	8	2	4	0	0	0	3	18
海外の食中毒	細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウイルス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外のリコール	化学物質	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	微生物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	異物混入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	表示違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	3	1	21	25	3	8	6	2	21	93		

※収集期間については、主たる期間をいう。

食品安全関係情報(3月9日～3月22日収集分 93件)のうち、主なものの紹介

(詳細及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください)

【化学物質】

- ・スペインのカタルーニャ州食品安全機関(AGSA)、カタルーニャ州におけるトータルダイエットスタディ 2008年報告書に関して、パーフルオロ化合物の状況を公表
- ・欧州食品安全機関(EFSA)、欧州連合(EU)における食品中の残留農薬報告書 2010年版を公表
- ・欧州食品安全機関(EFSA)、内分泌かく乱物質類の科学的な判断基準の明確化により欧州委員会を支援する旨を報道発表
- ・欧州食品安全機関(EFSA)、内分泌かく乱物質類のハザード評価に関する科学的意見書「内分泌かく乱物質類の同定並びに当該物質類により媒介されるヒトの健康及び環境への影響を評価するにあたっての既存の試験方法の妥当性についての科学的な判断基準」を公表

【微生物・プリオン・自然毒】

- ・欧州連合(EU)、スプラウトの微生物基準を追加並びに家きん類と体及び生鮮家きん肉のサンプリング規則を改正
- ・英国食品基準庁(FSA)、牛における腸管出血性大腸菌 0157に関する調査研究を募集
- ・フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、海産物摂取による腸炎ビブリオ感染リスク評価に関する意見書を公表
- ・オランダ国立公衆衛生環境研究所(RIVM)、食品中のウイルス低減に適用する処理の効果に関する報告書を発表
- ・ニュージーランド第一次産業省(MPI)、はちみつのツチン濃度が高まる可能性について警告

【その他】

- ・フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、出生から1歳までの乳児用食品として母乳や母乳の代替食以外の飲料の使用に関するリスクについて意見書を公表
- ・オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、ファクトシート「オーストラリアにおける食品安全の責任者は誰か？」を公表

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○微生物

欧州連合(EU)、食品の微生物基準にスプラウトを追加

公表日：2013/03/11 情報源：欧州連合 (EU)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:068:0019:0023:EN:PDF>

欧州連合(EU)は 3 月 11 日、食品の微生物基準に関する EU 規則(EC)No.2073/2005 を改正する規則(EU)No.209/2013 を公布した。改正内容は、スプラウトの微生物基準の追加等である。

1. スプラウトの微生物基準の追加の経緯

- ① 2011 年 5 月に EU 域内で発生した志賀毒素産生性大腸菌(STEC)集団感染の原因は、スプラウトの摂取である可能性が最も高いことが確認された。
- ② 2011 年 10 月に欧州食品安全機関(EFSA)が公表した「(スプラウト生産用)種子及び発芽種子(sprouted seeds) (訳注：食用に供される発芽した種子、更に生育したものがスプラウト) における STEC 及びその他の病原性細菌によるリスクに係る科学的意見書」では、高湿度及び適温が保たれた発芽工程において、種子に付着した病原性細菌が増加し、その結果として公衆衛生リスクが発生すること、発芽種子と比較してスプラウトの公衆衛生リスクが高いと述べている。
- ③ EU 域内で発生した溶血性尿毒症症例の原因の大部分は、STEC (血清型 O157、O26、O103、O111、O145 及び O104:H4) であるとされている。更に、これらの STEC のうち、血清型 O104:H4 は、2011 年 5 月に EU 域内で発生した STEC 集団感染を引き起こした。ゆえに、微生物基準の策定に当たってはこれら 6 種の STEC を考慮した。

2. 規則(EU)No.209/2013 の概要

- ① 今回の改正によって追加されるスプラウトの微生物基準は以下の通り。

品目	対象微生物	検体数	基準
スプラウト	志賀毒素産生性大腸菌 (O157、O26、O103、O111、O145 及び O104:H4)	5 検体 (25 g/1 検体)	全ての検体から対象微生物が検出されないこと。

- ② 本規則は、公布日から 20 日後に施行、2013 年 7 月 1 日から適用される。

○関連情報 (海外)

1. 欧州食品安全機関 (EFSA)：種子及び発芽種子における志賀毒素産生性大腸菌 (STEC) 及びその他の病原性細菌によるリスクに係る科学的意見書を公表 (2011. 10. 20)

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/2424.pdf>

2. 欧州連合 (EU)：スプラウトに関する以下の 3 規則を公表 (2013. 3. 11)

- ① スプラウト及びスプラウト生産用種子を EU に輸入する際の要件となる証明書に関する規則

スプラウト及びスプラウト生産用種子を EU へ輸入する際の証明書の添付及び証明書の記載内容を規定

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:068:0026:0029:EN:PDF>

- ② スプラウト生産施設の認可に関する規則

スプラウトを生産する食品事業者は、担当当局から生産施設の認可を受けること及びその認可要件を規定

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:068:0024:0025:EN:PDF>

- ③ スプラウト及びスプラウト生産用種子に対するトレーサビリティ要件に関する委員会施行規則

食品事業者は、トレーサビリティを確保するために、スプラウト又はスプラウト生産用種子の名称、供給量、供給業者の名称及び住所、搬送業者の名称及び住所、出荷日などの情報を保管することを規定

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:068:0016:0018:EN:PDF>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>) をご覧下さい。